

耐震リフォーム税制に係る増改築等工事証明書交付業務のご案内

【耐震改修証明書交付手数料】

申請住戸	現地調査	1住戸あたりの手数料(税込み)	特記事項	
一戸建ての住宅	所得税か固定資産税のいずれかの申請の場合	単独	証明に係る現地での調査と書類審査、証明書発行と送付	
		他検査実施		
	所得税と固定資産税用の両方申請の場合	単独		
		他検査実施		
共同住宅	所得税か固定資産税のいずれかの申請の場合	単独	証明に係る現地での調査と書類審査、証明書発行と送付	
		他検査実施		別途見積もり
	所得税と固定資産税用の両方申請の場合	単独		
		他検査実施		

- 1) 現地調査が複数回必要な場合は、追加1回につき14,850円(税込み)を別途申し受けます。
- 2) 現地調査場所がJIOの支店もしくは営業所より50kmを超える場合、遠隔地料金を見積りし別途申し受けます。
- 3) 交付手数料納付を振込とさせていただきます、振込手数料は申請者負担となります。
- 4) 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- 5) 他検査同時とは、JIOが行う瑕疵保険、適合証明の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- 6) 現地調査の時期は住宅耐震改修完了後です。
- 7) 手数料は申請受付時点でのご請求となり、現場検査の実施がなく取り下げされた場合は、単独については10,450円(税込み)、他検査同時については3,850円(税込み)を返金いたします。なお、銀行振込みによる返金は、振込み手数料をご負担いただきます。
- 8) 証明書の再発行を希望される場合は、1通あたり 7,700円(税込み)を別途申し受けます。

【申請に必要な書類・図書】

必要書類及び図面	備考
工事証明申請書(原本)	①耐震リフォーム減税に係る住宅耐震改修証明申請書 ②「住宅耐震改修証明申請書」 ②「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書」
委任状(原本)	証明申請者に代わり代理者が申請を行う場合に必要です
工事請負契約書(写し) (証明申請者が契約者であるもの) 契約書が無い場合は工事の費用に係る領収書	増改築等を行った家屋のもので証明申請者が契約者となっているもの 改修年月日、改修事実を確認します
登記事項証明書(写し)	家屋の家屋番号及び所在地、居住者が所有者であること、家屋の床面積の要件を満たしていることを確認します
工事の費用が確認できる内訳書(写し)	該当する増改築等工事の費用に係るもの(工事の費用の額が100万円超であることが確認できる工事内容内訳書を含む)
工事前後の状況が分かる写真	該当する増改築等工事の工事前、工事後のそれぞれの写真
設計図書その他設計に関する書類	適用対象となる工事を行っていることが確認できるもの。建築確認済証(確認通知書)又はそれを証明するもの、検査済証又はそれを証明するものがある場合はご提出ください
補助金交付額決定通知書等(写し)	平成23年6月30日以降に契約したリフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認します
案内図	申請物件の付近見取り図
住宅の現況及び耐震工事の計画等に関し、要件を満たす住宅耐震改修であることが確認できる図書	耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図、耐震改修工事前後行った耐震診断に係る耐震診断書、耐震補強計算書等
既存住宅性能評価書の写し (活用する場合のみ必要)	耐震改修が行われた後に取得した評価書において、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級1以上であるもの

【申請方法について】

- ・下記の送付先までお送りください。
- ・必要書類及び図面については各1部ご提出ください。なお交付の有無に関らず、原本も含め申請書類は返却できません。
- ・証明書交付は手数料納付の確認が取れ次第実施することになります。

申請書類原本送付先	証明書交付手数料収納方法
〒136-0071 東京都江東区亀戸1-14-4 第二萬富ビル 5階 株式会社 日本住宅保証検査機構 住宅評価部 適合証明センター TEL:03-6861-9213 FAX:03-6861-9238	銀行振込 申請書類等到着して内容確認した後、振込先口座番号を別途お知らせいたします。 ※振込手数料は申請者様にてご負担いただきます。 証明書交付手数料の納付(振込)は基準適合審査開始までに実施いただきます。納付が無い場合は、審査業務は行えません。